

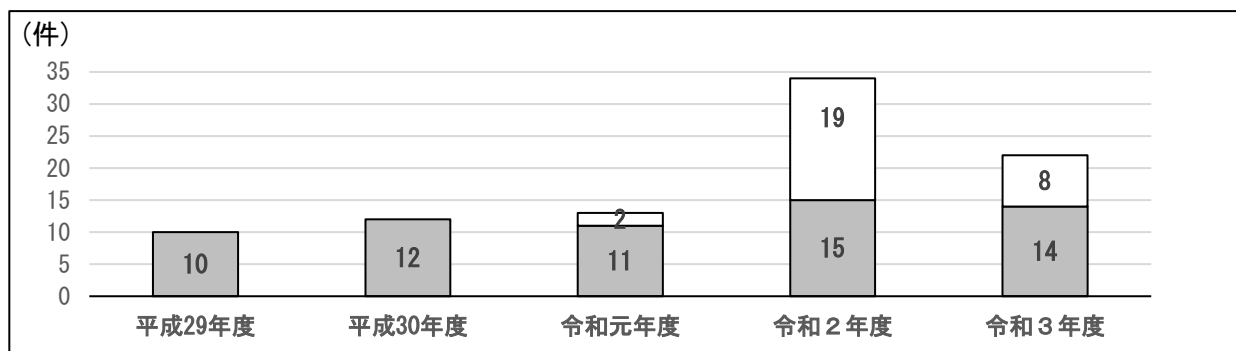
令和4年5月20日

令和3年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況について

消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者によりなされ、消費者に財産上の被害が生じる事態に対して、消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づく措置を採り、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

令和3年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況は次のとおりです。

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起の件数推移】



- (凡例) ■ 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案
□ 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案

1 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案（14件）

令和3年度は、消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案として、偽の通信販売サイトに関する事案、情報商材販売業者に関する事案、公的機関の名称をかたる事業者に関する事案などについて、14件の注意喚起を行いました。

内訳は下表のとおりです（各事案の詳細は別紙参照）。

<消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案>

事案名	消費者事故等の種類	件数
偽の通信販売サイトに関する注意喚起	○消費者を欺く行為	7件
カシミヤが含まれるとうたう偽表示商品の販売業者に関する注意喚起	○虚偽の広告・表示	3件
情報商材販売業者に関する注意喚起	○虚偽・誇大な広告・表示 ○不実告知	2件
健康食品の偽物の販売に関する注意喚起	○消費者を欺く行為	1件
公的機関の名称をかたる事業者に関する注意喚起	○消費者を欺く行為 ○消費者を威迫して困惑させる行為	1件

- 2 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案（8件）
 消費者庁が令和3年度に特定商取引法に基づき行政処分を実施した事案のうち、下表の事案について、併せて消費者安全法に基づく注意喚起を8件行いました。
 内訳は次のとおりです（各事案の詳細は別紙参照）。

<特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案>

事案の概要	消費者事故等の種類	件数
鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注意喚起	○不実告知 ○債務の履行拒否	7件
「CCPシステム」等と称する役務の訪問販売に関する注意喚起	○不実告知	1件

本件に関する問合せ先 消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室 TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)7557
--

1 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案の概要（14件）

実施日 措置	事案名	概要
R3. 4. 28 注意喚起	無在庫での転売ビジネスのノウハウを提供するなどとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起	<p>secondcash, LTD.（以下「セカンドキャッシュ」という。）は、「SECOND キャッシュ PROJECT」又は「3D Cash Project」と称する副業ビジネス（以下「本件ビジネス」という。）に係るノウハウ又は有料サポートへの申込みを勧誘する際に、集客用アカウントから送信するLINEメッセージにおいて、あたかも、費用として9,800円を支払って本件ビジネスを始めれば、すぐに、誰でも簡単に、確実にかつ継続して1日2万円程度を稼ぐことができるかのように表示していた。</p> <p>また、セカンドキャッシュは、電話で有料サポートへの加入を勧誘する際に、あたかも、有料サポートに加入すれば、セカンドキャッシュのサポートにより、本件ビジネスを始めてすぐに、有料サポートの料金を超える金額を確実に稼ぐことができるかのように告げていた。</p> <p>しかしながら、実際には、費用を支払っても、具体的なノウハウは提供されないため、本件ビジネスを始めて、すぐに、誰でも簡単に、確実にかつ継続して1日2万円程度を稼ぐことはできないものであった。</p> <p>さらに、有料サポートに加入したとしても、そもそも、本件ビジネスは、始めてすぐに、誰でも簡単にかつ確実に、高額な有料サポートの料金を超える売上げを上げられるようなものにはなっておらず、また、大手通販サイトの規約では、本件ビジネスのような無在庫での転売は禁止されており、大手通販サイトの運営者が無在庫での転売を行っているアカウントを発見した場合にはアカウント停止等の措置をとるため、確実に稼ぐことができるようなものではなかった（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）。</p>
R3. 4. 30 注意喚起	有名なブランドのロゴを盗用した偽の通信販売サイトなどに関する注意喚起	<p>「STAUB」、「TOPVALU」及び「FELT」と称する公式サイト等の各偽サイト並びに「DIY 工具雑貨店」及び「レディースファッション通販」が運営する偽サイト（以下「本件5偽サイト」という。）は、SNS広告や検索サイトを経由して本件5偽サイトにアクセスした消費者に、通信販売サイトであると誤認させて商品を注文させ、これにより、注文した商品が届かなかった（消費者を欺く行為）。</p>

実施日 措置	事案名	概要
R3.7.21 注意喚起	フリーマーケットサイトにおける健康食品の偽物の販売に関する注意喚起	令和3年5月、フリーマーケットサイト「ラクマ」において「遠藤」等と名乗る出品者は、「エクエル 120粒(30日分)×12袋セット 大塚製薬(¥38,000)がフリマアプリラクマで販売中♪」等と、エクエルの正規品を出品しているかのように表示し、エクエルの正規品が出品されていると消費者を誤認させて購入を申し込ませ、エクエルの偽物を送っていた(消費者を欺く行為)。
R3.10.26 注意喚起	消費者庁などの公的機関の名称をかたり、架空の「和解金」などの交付を持ち掛けて金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起	消費者庁等の公的機関又は公的機関であるとの印象を与える名称をかたる事業者は、メール等により消費者を指定のウェブサイトへ誘導し、このサイトにおいて、過去の詐欺被害の「和解金」等を受け取ることができるかのようにかたり、問い合わせしてきた消費者に対し、「和解金」受取のための「書類作成費用」等の名目で金銭を要求していた(消費者を欺く行為)。 不審に思いメッセージを無視した消費者や、要求どおりに金銭を支払わない消費者に対し、手続を継続、つまり金銭を支払わなければ罰則を科せられるなどといった、消費者を威迫するメッセージを送信していた(消費者を威迫して困惑させる行為)。
R3.11.19 注意喚起	写真を貼り付けるだけの簡単な作業で儲かる副業ビジネスを紹介するとして7,000円程度のテキスト教材を消費者に購入させ、その後に電話勧誘により著しく高額な金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起	Lead株式会社(以下「リード」という。)は、自社ウェブサイト等において、「Will」と称する副業ビジネス(以下「本件ビジネス」という。)について、あたかも、写真(画像)をアプリに貼り付けるという数分の作業をすれば毎回1万円以上を即日得られるかのように表示していたが、実際には、本件ビジネスは、写真(画像)を貼り付けるだけではなく動画を制作・編集して指定の動画投稿サイトに投稿するものであり、簡単に短時間で行える作業で毎回1万円以上を稼ぐことは困難であり、収益が即日入金されるものでもなかった(誇大な広告・表示)。 また、リードは、有料のサポートプランの「シミュレーション金額」について、消費者に対し、サポートプランに加入すればシミュレーション金額を必ず達成できるなどと説明していたが、実際には、そもそも本件ビジネスによって当該金額を稼げるかどうかは、制作・編集し投稿を行った動画の出来等の事情によって左右されるものであって不確実であり、これまでに有料のサポートプランに加入することによってシミュレーション金額に相当する利益を得ることができた者は一人もいなかった(断定的判断の提供)。

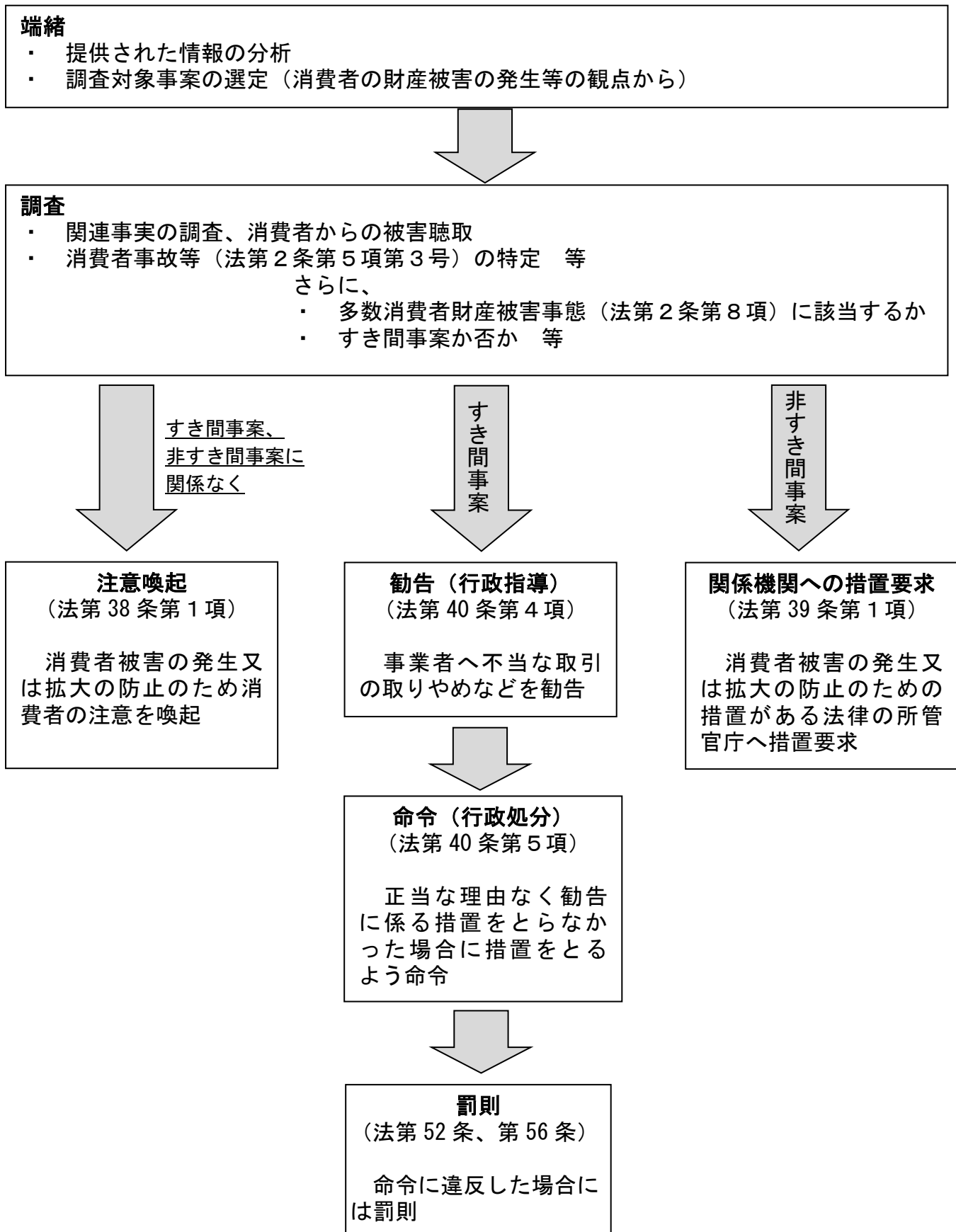
実施日 措置	事案名	概要
R3. 12. 17 注意喚起	デジタルプラットフォーム事業者が運営するショッピングモールサイトにおいてカシミアが含まれるとうたう偽表示商品の販売業者に関する注意喚起	デジタルプラットフォーム事業者が運営するショッピングモールサイトにおいて、teamma、ailan 国際貿易及びHoomoi JAPAN は、それぞれ、ストールについて、カシミアが含まれているかのように広告を行い販売していたが、いずれもカシミアは含まれていなかった（虚偽の広告・表示）。
R4. 3. 9 注意喚起	人気ブランド公式通信販売サイトを装った偽サイトに関する注意喚起	「アイリスプラザ」及び「BRUNOonline」と称する公式通信販売サイトの各偽サイトは、検索サイトの広告を経由して各偽サイトにアクセスした消費者に、各偽サイトが公式通信販売サイトであるかのように装って消費者を誤認させて商品を注文させ、これにより、注文した商品が届かなかった（消費者を欺く行為）。

2 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案の概要（8件）

実施日 措置	事案名	概要
R3.6.4 注意喚起	ピクセル&プレス株式会社の名義で行われる「CCPシステム」又は「SHKビジネス」と称する役務の訪問販売に関する注意喚起（VISION株式会社等と同種又は類似の消費者事故等のおそれについて）	<p>VISION 株式会社及び株式会社レセプション（以下併せて「ビジョンら」という。）は、連携共同して、IP 電話機能、カラオケ、ゲーム等複数種類のアプリケーションが読み込まれたとされる「ライセンスパック」と称するカード型 USB メモリ（以下「本件商品」という。）を、本件商品を購入した相手方（以下単に「相手方」という。）から賃借した上で、本件商品に読み込まれたアプリケーションを第三者に有償で利用させる事業に用いて、当該事業により得られた収益から、本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を、3年間にわたり36回に分けて相手方に支払うとされる「CCPシステム」又は「SHKビジネス」と称する役務を提供する事業において、特定商取引法に違反する行為をしていた（不実告知）。</p> <p>ビジョンらのために勧誘を行っていた者が、引き続きピクセル&プレス株式会社名義で「CCPシステム」又は「SHKビジネス」と称する役務の提供契約締結の勧誘を行うなど、ビジョンらによる消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知）と同種又は類似の行為がピクセル&プレス株式会社の名義で繰り返し行われる可能性が高いと認められた。</p>
R4.2.25 注意喚起	「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張24時間センター」、「鍵の110番24時間」、「鍵のラッキーセブン」、「カギの24時間救急車」、「カギの110番」、「鍵の110番救急車」と称して行われる鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注意喚起	<p>Rセキュリティ株式会社（以下「Rセキュリティ」という。）及び株式会社鍵は、連携共同して、鍵をなくして困っている消費者からの依頼を受けて、消費者宅や車・バイク等がある場所等消費者が鍵のトラブルで困っている場所（以下「訪問先」という。）に作業員を訪問させ、訪問先において、鍵の開錠・修理等に係る役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の申込みを受け、又は本件役務提供契約の締結をしていたところ、Rセキュリティ及び株式会社鍵が、「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張24時間センター」と称してウェブサイトを開設するとともに、「鍵の110番24時間」（株式会社鍵の110番・水道110番名義で開設）、「鍵のラッキーセブン」（株式会社レスキュー名義で開設）、「カギの24時間救急車」（株式会社24時間救急車名義で開設）、「カギの110番」（株式会社110番名義で開設）、「鍵の110番救急車」（株式会社110番救急車名義で開設）とそれぞれ称するウェブサイトを開設する関連事業者5社と一体となって、本件役務提供契約をクーリング・オフすることができるにもかかわらず、あたかもできないかのように告げており（不実告知）、ま</p>

実施日 措置	事案名	概要
		た、本件役務提供契約の解除をした者に対し、正当な理由なく、本件役務提供契約に基づき受領した金銭の一部を返還しないなど、本件役務提供契約の解除によって生ずる債務の履行の一部を拒否した（債務履行拒否）。

消費者安全法（財産事案）に基づく事案調査の流れ



○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7（略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4（略）

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2（略）

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要が

あると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
6～8 (略)

(罰則)

第五十二条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十一条及び第五十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十三条第二項及び前二条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
- 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であって、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
 - ロ 当該契約の目的である商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であって将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ・ニ (略)

- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四～七 (略)